

静岡県訓令甲第5号

本 庁  
出先機関

静岡県事務決裁規程（昭和39年静岡県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月5日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前			改正後		
(専決) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。			(専決) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。		
職 員	事 項	専 決 者	職 員	事 項	専 決 者
(略)			(略)		
地域外交局に置かれる局付職員	別表第1（その1）課長専決事項の欄に掲げる事項	当該局の課の順序における最初の課の長	多文化共生課旅券班の職員	別表第1（その1）課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	旅券室長
消防保安課消防防災航空隊の職員	別表第1（その1）課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	(略)	消防保安課消防防災航空隊の職員	〃	(略)
(略)			(略)		
多文化共生課旅券班の職員	(略)	旅券室長	スポーツ局に置かれる局付職員	(略)	スポーツコミッション担当室長
空港管理課長があらかじめ指定した職員	別表第1（その1）課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	(略)	空港管理課長があらかじめ指定した職員	〃	(略)
(略)			(略)		
お茶振興課長	(略)	しずおか〇	お茶振興課長	(略)	しずおか〇

があらかじめ 指定した職員		－CHAプ ラザに駐在 する <u>お茶振 興課技監</u>	があらかじめ 指定した職員		－CHAプ ラザに駐在 する <u>お茶振 興課長代理</u>
			<u>農芸振興課長 があらかじめ 指定した職員</u>	<u>〃</u>	<u>浜名湖花博 20周年記念 事業推進室 長</u>
技術調査課長 があらかじめ 指定した職員	(略)		技術調査課長 があらかじめ 指定した職員	(略)	
(略)			(略)		
3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄 に掲げる部、局、課、室又は出先機関が所掌 する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄 に掲げる専決者が専決するものとする。			3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄 に掲げる部、局、課、室又は出先機関が所掌 する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄 に掲げる専決者が専決するものとする。		
部、局、課、 室又は出先機 関	事 項	専決者	部、局、課、 室又は出先機 関	事 項	専決者
危機管理部	(略)	<u>危機管理部 長が指定す る危機管理 部参事</u>	危機管理部	(略)	<u>危機管理部 参事（政策 調整に関す る事務を処 理する者に 限る。）</u>
(略)			(略)		
4～7 (略)			4～7 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1（その1）及び別表第1（その2）を次のように改める。

（別表第1（その1）及び別表第1（その2）に係る部分の登載は、省略する。）

別表第2（その1）及び別表第2（その2）を次のように改める。

（別表第2（その1）及び別表第2（その2）に係る部分の登載は、省略する。）

#### 附 則

- この訓令甲は、公表の日から施行する。
- この訓令甲による改正後の静岡県事務決裁規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程別表第2（その1）建築安全推進課の項宅地造成等規制法の

一部を改正する法律及び宅地造成等規制法施行細則及び静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則に係る部分並びに盛土対策課の項宅地造成及び特定盛土等規制法に係る部分並びに別表第2（その2）土木事務所の項宅地造成等規制法の一部を改正する法律及び宅地造成等規制法施行細則及び静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則に係る部分の規定は、令和5年5月26日から適用する。